

<交付申請について>

Q1	介護保険法に基づく居宅介護支援事業所は対象事業所になるか？
	介護保険法上の指定のみの事業所は対象外です。障害者総合支援法に基づく居宅介護または重度訪問介護サービスを提供する事業所が対象です。
Q2	法人本部が区内にないが、申請は可能か？
	区内に本部がない場合でもヘルパー補助者が従事する事業所が区内にあれば申請はできます。
Q3	区内に複数事業所があります。事業所ごとに申請は可能か？
	人材対策実施計画書に事業所別に雇用予定人数を記載して法人でまとめて申請してください。1つの法人で申請できるヘルパー補助者は3人までです。
Q4	「ヘルパー補助者が従事する区内の居宅介護及び重度訪問介護事業所の事業を確認することができる書類」とは具体的にどのような書類になるのか？
	事業所の指定通知・登記簿謄本・会社定款などを想定しています。
Q5	高齢者のヘルパーとして経験はあるが、障害者の介護の経験がない人が障害者向け訪問系サービス事業所のヘルパーの下で、補助業務の経験を積み、重度訪問介護従事者養成研修等を受ける場合は、対象になるか？
	対象になります。なお、障害福祉サービスの報酬を請求する場合は、対象外か？
Q6	当初、有期雇用のヘルパー補助者が途中で正規雇用に切り替わることも予想される。その場合も対象になるか？
	有期雇用期間について対象になります。
Q7	ダブルワーク(副業)のヘルパー補助者も対象か？
	対象になります。
Q8	同一法人で過去に雇用歴がある。補助対象になるか？
	有期雇用契約の開始日から1年以内の雇用歴がある場合は対象外です。それ以前は、対象になります。
Q9	研修を修了し、ヘルパー補助者が単独でヘルパー業務を行い、障害福祉サービスの報酬を請求する場合は、対象外か？
	お見込みのとおり対象外です。なお、それ以前までは対象です。
Q10	有期雇用後、介護労働に従事せず、すぐ研修を受講させ、研修修了後に正規雇用する場合、有期雇用期間は補助対象か？
	本補助金におけるヘルパー補助者は、介護労働の従事を前提としています。ただし、すぐ研修を受講させ、研修修了後に正規雇用することはかまいません。
Q11	対象になるヘルパー補助者の有期雇用期間は？
	令和8年度は令和9年2月末日までの期間内です。

Q12	ヘルパー補助者資格取得支援事業のみの申請は可能か？
	単独での申請はできません。ヘルパー補助者雇用事業（人件費補助）とヘルパー補助者資格取得支援事業（資格取得費補助）の計画を人材対策実施計画書に記載して申請してください。
Q13	他事業の助成金等との併用は可能か？
	本事業に係る経費と同一の経費（同じ用途）について、重複して助成金や委託料等の支払を受ける場合には対象外のため併用は不可です。なお、ヘルパー補助者資格取得支援事業（資格取得費補助）に係る経費を他で受給している場合は、ヘルパー補助者雇用事業（人件費補助）のみが本補助金の対象です。
Q14	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センターで実施している訪問介護採用応援事業と併用して申請は可能か？
	同一ヘルパー補助者に対しては、併用はできません。また、同センターの介護職員就業促進事業についても同様です。
Q15	ヘルパー補助者の時給が1,800円、1日4時間、週5日、令和8年5月1日～7月31日まで（計240時間）有期雇用契約を締結（社会保険期間中全てに加入）、重度訪問介護従事者養成研修受講料10万円を法人が負担する場合、補助金の金額は？
	<p>【ヘルパー補助者雇用事業】           234,000円</p> <p>人件費 1,700円(時給上限)×240時間=408,000円&gt;204,000円(年額上限)</p> <p>法定福利費(事業主負担分) 204,000円×15%(上限率)=30,600円</p> <p>204,000円+30,600円=234,600円→234,000円(千円未満切り捨て)</p> <p>【ヘルパー補助者資格取得支援事業】   83,000円</p> <p>研修受講料 100,000円&gt;83,000円(上限)</p>
Q16	Q15の勤務条件者1人と時給が1,600円、1日4時間、週2日、令和8年5月1日～7月31日まで（計100時間、社会保険は雇用保険のみ、居宅介護職員初任者研修受講料7万円法人負担）のヘルパー補助者2人と有期雇用契約を締結した場合、補助金の金額は？
	<p>※補助上限は、1人ごとです。</p> <p>【ヘルパー補助者雇用事業】           554,000円</p> <p>人件費</p> <p>①Q15勤務条件のヘルパー補助者   204,000円</p> <p>②時給 1,600円×100時間=160,000円&lt;204,000円(年額上限)</p> <p>204,000円×1人+160,000円×2人=<u>524,000円</u></p> <p>法定福利費(事業主負担分)</p> <p>①Q15勤務条件のヘルパー補助者   <u>30,600円</u></p> <p>②社会保険が全て加入ではないので、補助対象外</p> <p>524,000円+30,600円=554,600円→554,000円(千円未満切り捨て)</p>

	<p>【ヘルパー補助者資格取得支援事業】 223,000円</p> <p>研修受講料</p> <p>①Q15勤務条件のヘルパー補助者 100,000円&gt;83,000円(上限)</p> <p>②70,000円&lt;83,000円(上限)</p> <p>83,000円×1人+70,000円×2人=223,000円</p>
Q17	郵送で提出する場合、どのように送付すれば良いか？
	郵送方法に指定はございませんが、レターパック等の配達状況の分かる形での送付をご検討ください。
Q18	申請書を窓口を持参する場合には予約は必要か？
	予約は必要ありません。なお受付時間は、平日午前9時～午後5時(時間外・閉庁日には受付できません) *担当が不在の場合でも受付いたします。
Q19	申請書は返却されるか？
	ご提出された書類は返却いたしません。必要な場合はコピーをとりご提出ください。
Q20	申請後、交付決定までどれくらい日数がかかるか？
	申請書を收受した月の翌月上旬に「交付決定通知書」を郵送予定です。
Q21	申請期間中なら、要件に該当すれば、全て交付決定されるか？
	予算範囲なので補助金交付となります。申請状況により、予算を超える可能性が判明した等の場合、江東区公式サイトでお知らせいたします。

<実績報告について>

Q22	実績報告書の提出期限は？
	補助事業が完了した日から60日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。(令和9年2月の事業完了日の場合、令和9年3月31日が提出期限となります)
Q23	ヘルパー補助者の時間外勤務が発生し、交付申請時の実施計画書記載の就労予定時間より延べ対象勤務時間が増え、ヘルパー補助者雇用事業の対象賃金(申請時上限未満)が増加した。増加分も対象になるのか？
	交付決定額を超え、かつヘルパー補助者ごとの上限内の場合は、変更申請してください。変更が承認された場合は、対象になります。 なお、延べ対象勤務時間が減るなどで、交付決定額以下の場合は、変更申請は不要です。
Q24	交付申請時に予定していたヘルパー補助者が本補助金の対象外となった。どのような手続きが必要か？
	本補助金の要件に該当するヘルパー補助者が0人となった場合は、補助金変更(中止・廃止)承認申請を提出してください。

Q25	実績報告日の提出期限までに、対象となる研修受講料支払いが終了しない場合はどうすれば良いか？
	補助対象となる研修受講料は、実績報告の際に支払い証明ができるものとなります。支払いが終わっていない、領収書がない等の支払い証明がないものは補助対象外となります。
Q26	実績報告書にはどのような資料を添付すればよいですか？
	人件費補助の対象となるヘルパー補助者の氏名等を記載した人材対策実施報告書（様式10）、補助対象事業に要した経費が分かる書類（ヘルパー補助者の賃金台帳、研修受講料の領収書の写しなど）、雇用契約書（ヘルパー補助者の時間単価、社会保険等の加入の有無、業務内容、有期雇用期間、勤務場所等を記載したもの）の写しを添付してください。
Q27	実績報告書の提出後、額確定までどれくらい日数がかかりますか？
	報告書を収受した月の翌月上旬に「交付額確定通知書」を郵送予定です。

#### <補助金請求について>

Q28	補助金請求書はいつ提出しますか？
	区から額確定通知書が届きましたら、記載内容をご確認うえ、「障害者向け訪問系サービス事業所支援補助金交付請求書」（様式12）をご提出ください。
Q29	振込口座名義は法人名ですか？事業所名ですか？
	交付申請をした法人名義の口座をご記入ください。
Q30	請求書の提出後、口座に入金されるまでどれくらい日数がかかりますか？
	請求書を収受した月の翌月中旬頃までに入金予定です。